

## 議会基本条例骨子対照表（3／25時点）

## ○ 前文

委員長骨子案 (網掛けの枠内は部会で検討すべきとされた内容など)	確認済みの骨子案 [下線部は修正された箇所] (網掛けの枠内は部会で合意された内容など)
<b>前文</b>	
1 京都市について	
① 京都市は、悠久の歴史と文化、伝統、多様な産業が息づく我が国の財産というべき都市である。伝統産業や先端産業が共存し、多くの学生が学び、多世代が交流し、世界の人々を魅了する「文化の首都」でもある。	「京都市会の基本理念」の内容は、「前文」（「1」～「3」）に盛り込む。
2 京都市の歴史・沿革	
① 殊に、ここ京都のまちは、長年にわたる京都特有の自治の伝統を引き継いでいる。例えば、明治期には、上京、下京のそれぞれに番組（学区）が置かれ、町衆の寄付等により、番組ごとに小学校が設立された。当時の小学校区は、現在も「元学区」と呼ばれ、京都独自の地域住民の自治の単位として機能している。 ② また、市域の拡大に伴い、地域特有の文化を育みながら、11行政区から構成される現在の京都市の姿となった。	
3 京都市会の歴史	
① このような京都特有の自治の下、京都市会は、市制施行後の明治22年（1889年）6月14日に、第1回の会議を開き、以後、議決機関としてその役割を果たしてきた。	<b>【検討事項】</b> 骨子の文章①について、以下のとおり修正するかどうか。（下線部が修正箇所）  「こののような京都特有の自治の下、京都市会は、市制施行後の明治22年（1889年）6月14日に、第1回の会議を開き、以後、 <u>日本国憲法と地方自治法の制定を経て</u> 、議決機関としてその役割を果たしてきた。」
4 京都市会の市会改革の取組	
① 京都市会は、これまで市会改革に積極的に取り組んできた。	
5 京都市議会基本条例の制定の必要性・決意	

- |   |  |
|---|--|
| <p>① これまでの取組や改革の成果を確かなものとし、地方自治の本旨の実現を目指す。</p> <p>② 市民の負託にこたえていくことを決意し、条例を制定する。</p> |  |
|---|--|

## ○ 総則

委員長骨子案 (網掛けの枠内は部会で検討すべきとされた内容など)	確認済みの骨子案 [下線部は修正された箇所] (網掛けの枠内は部会で合意された内容など)
<p><b>第1 総則</b></p> <p>1 条例の目的</p> <p>① 二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにする。</p> <p>② 議会に関する基本的な事項を定める。</p> <p>③ 市民の負託にこたえ、市民福祉の向上及び市勢の発展に資する。</p> <p>2 基本理念</p> <p>① 京都市会は、長年にわたる京都特有の自治の伝統を引き継ぐまち・京都において、「地方自治の本旨」に基づく京都ならではの地方自治を実現する。</p> <p>② 日本国憲法は、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、「地方自治の本旨」に基づいて、法律でこれを定めることとし、これを受け、地方自治法は、地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱等を定めている。</p> <p>③ 「地方自治の本旨」とは、地方の行政は原則として地方の住民自らの意思と責任において行われること（住民自治）と、地方の行政は国から独立した法人格を持つ地方公共団体によって自主的に行われるべきこと（団体自治）である。</p> <p><b>【検討事項】</b> 骨子の文章①について、以下のとおり修正するかどうか。（下線部が修正箇所）</p> <p>「京都市会は、長年にわたる京都特有の自治の伝統を引き継ぐまち・京都において、<u>日本国憲法と地方自治法をはじめとする法令の定めにより</u>、「地方自治の本旨」<u>（住民自治と団体自治）</u>に基づく京都ならではの地方自治を実現する。」</p>	<p>確認済みの骨子案 [下線部は修正された箇所] (網掛けの枠内は部会で合意された内容など)</p> <p>「2」の②と③については、削除する。</p>

## ○ 議会の活動原則

委員長骨子案 (網掛けの枠内は部会で検討すべきとされた内容など)	確認済みの骨子案〔下線部は修正された箇所〕 (網掛けの枠内は部会で合意された内容など)
<p><b>第2 議会の活動原則</b></p> <p>1 議会の位置付け</p> <p>① 議員と市長とは、共に市民により直接選挙される「市民の代表」であるが、単独で権限を行使する<b>独任制</b>の市長に対し、議会は、広く公選で集まつた多数の議員からなる議決機関である。</p> <p>2 議会の役割</p> <p>① 京都市会は、民意を的確に反映・集約し、充実した調査・研究を基に、活発な審議、討議を行い、条例の制定や改廃などを通して、京都市としての団体意思を決定する。</p> <p>② <del>議会に集まる多様な意見・情報を吟味し、論点を明確にし、集約・決定をする。その過程で論点が社会に伝わり、世論が形成される。議会はそれに耳を傾けながら決定する。これこそがポピュリズムの対極としての議会政治である。</del></p> <p>③ 京都市会は、団体意思の決定に至るまでの過程が市民に見える、伝わる、分かりやすい議会運営に努める。</p> <p>3 議会改革</p> <p>① 京都市会は、不斷に市会改革に取り組むものとする。</p>	<p><b>第2 議会の位置付けと役割</b></p> <p>1 議会の位置付け</p> <p>① 議員と市長とは、共に市民により直接選挙される「市民の代表」であるが、単独で権限を行使する市長に対し、議会は、広く公選で集まつた多数の議員からなる議決機関である。</p> <p>2 議会の役割</p> <p>① 京都市会は、民意を的確に反映・集約し、充実した調査・研究を基に、活発な審議、討議を行い、<u>論点を明確にし</u>、条例の制定や改廃などを通して、京都市としての団体意思を決定する。</p> <p>② 京都市会は、団体意思の決定に至るまでの過程が市民に見える、伝わる、分かりやすい議会運営に努める。</p> <p>3 議会改革</p> <p>① 京都市会は、不斷に市会改革に取り組むものとする。</p>

○ 議員の活動原則

委員長骨子案 (網掛けの枠内は部会で検討すべきとされた内容など)	確認済みの骨子案〔下線部は修正された箇所〕 (網掛けの枠内は部会で合意された内容など)
<b>第3 議員の活動原則</b> <p>1 議員の使命</p> <p>① 議員は、市民を代表し、京都市会を構成する一員として、議会活動を通じて市民の負託にこたえることを使命とする。</p> <p>2 政治倫理</p> <p>① 議員は、議決責任を深く認識するとともに、市民の範となるよう努めなければならない。</p> <p>② 別に条例で定めている。</p> <p>【参考】「京都市会議員政治倫理条例」</p> <p>3 会派</p> <p>① 議員は、二人以上で会派を結成することができる。</p> <p>② 会派は、議会の合意形成等において重要な役割を担う。</p>	<b>第3 議員の位置付けと役割</b> <p>1 議員の使命</p> <p>① 議員は、市民を代表し、京都市会を構成する一員として、議会活動を通じて市民の負託にこたえることを使命とする。</p> <p>2 政治倫理</p> <p>① 議員は、議決責任を深く認識するとともに、市民の範となるよう努めなければならない。</p> <p>② 別に条例で定めている。</p> <p>3 会派</p> <p>① 議員は、二人以上で会派を結成することができる。</p> <p>② 会派は、<u>議員の活動を支援するとともに、政 策の立案・提言及び議案等の審議・審査のため に調査研究を行う。</u></p> <p>③ 会派は、会派間で相互に協議・調整を行い、 <u>円滑かつ効果的・効率的な議会運営を図る。</u></p>

## ○ 市民と議会との関係

委員長骨子案 (網掛けの枠内は部会で検討すべきとされた内容など)	確認済みの骨子案〔下線部は修正された箇所〕 (網掛けの枠内は部会で合意された内容など)
<p><b>第4 市民と議会との関係</b></p> <p>1 市民との関係の構築</p> <p>① 京都市会は、「市民の代表としての京都市会」、「市民と共に行動する京都市会」として、市民と京都市会との関係を構築していく。</p> <p>2 市民との情報共有・市民の参画の機会の充実</p> <p>① 京都市会は、京都市政を担う一翼として、主権者である市民が主体となり、市民自らの意思と責任において行われる住民自治の充実に向けて、より一層の市民との情報共有や市民の参画の機会を充実させる。</p> <p>3 請願・陳情の取扱</p> <p>① 請願の紹介議員による趣旨説明について、積極的な活用を図る。 <u>紹介議員による請願趣旨説明</u></p> <p>4 公聴会・参考人制度の活用</p> <p>① 公聴会・参考人招致については、制度の趣旨をしっかりと認識し、積極活用に向けて取り組む <u>重要議案に対する公聴会の開催、参考人制度の積極活用</u></p> <p>5 情報の公開</p> <p>① 議会の会議等で用いた資料は、原則公開する。 <u>【検討留保】議案説明資料のホームページへの掲載</u></p> <p>② 会議等の日程、議題等を事前に市民に周知する。 <u>【検討留保】代表質問項目の事前公表</u></p> <p>6 傍聴</p> <p>① 本会議及び委員会は、傍聴、インターネットの利用その他の方法での公開に努める。</p> <p>② 委員会について、より臨場感が伝わり、その場で市民の意見を聞くことが可能となるので、直接傍聴を推進する。物理的な条件が課題であれば、定員を設けて実施することを検討する。</p> <p>③ 委員会について、実質的な政策意思決定・審議の場を伝えるために、できるだけ経費をかけない工夫が必要だが、ネット中継を推進する。</p>	<p><b>第4 市民と議会との関係</b></p> <p>1 市民との関係の構築</p> <p>① 京都市会は、「市民の代表としての京都市会」、「市民と共に行動する京都市会」として、市民と京都市会との関係を構築していく。</p> <p>2 市民との情報共有・市民の参画の機会の充実</p> <p>① 京都市会は、京都市政を担う一翼として、主権者である市民が主体となり、市民自らの意思と責任において行われる住民自治の充実に向けて、より一層の市民との情報共有や市民の参画の機会を充実させる。</p> <p>3 請願・陳情の取扱</p> <p>① 請願の紹介議員による趣旨説明について、積極的な活用を図る。</p> <p>4 公聴会・参考人制度の活用</p> <p>① 公聴会・参考人招致については、制度の趣旨をしっかりと認識し、積極活用に向けて取り組む</p> <p>5 情報の公開</p> <p>① 議会の会議等で用いた資料は、原則公開する。</p> <p>② 会議等の日程、議題等を事前に市民に周知する。</p> <p>6 傍聴</p> <p>① 本会議及び委員会は、傍聴、インターネットの利用その他の方法での公開に努める。</p> <p>② 委員会について、より臨場感が伝わり、その場で市民の意見を聞くことが可能となるので、直接傍聴を推進する。物理的な条件が課題であれば、定員を設けて実施することを検討する。</p> <p>③ 委員会について、実質的な政策意思決定・審議の場を伝えるために、できるだけ経費をかけない工夫が必要だが、ネット中継を推進する。</p>

<p><b>【検討留保】委員会の直接傍聴、委員会のネット中継</b></p>	<p>②③については、委員会の直接傍聴とネット中継の拡大の試行実施が予定されていることを踏まえ、検討中のものとして、このままの文章で残す。</p>
<p>④ 市民が傍聴しやすい環境の整備に努める。</p> <p><b>傍聴者への質問項目の配布</b></p> <p><b>委員会の傍聴希望者への審査内容の事前告知</b></p> <p><b>委員会モニター視聴者への資料提供の在り方</b></p>	<p>④ 市民が傍聴しやすい環境の整備に努める。</p>
<p><b>7 広報の充実</b></p> <p>① 「市会だより」や「市会ホームページ」を充実させる。</p> <p>② 多様な広報手段を活用し、議会活動に関する情報を積極的に公開し、発信する。</p> <p><b>議会の新たな情報発信</b></p>	<p><b>7 広報の充実</b></p> <p>① 「市会だより」や「市会ホームページ」を充実させる。</p> <p>② 多様な広報手段を活用し、議会活動に関する情報を積極的に公開し、発信する。</p>
<p>③ 議長、副議長、委員長による情報発信</p> <p><b>【検討留保】議長等による議会活動・委員会活動の情報発信</b></p>	
<p><b>8 広聴の充実</b></p> <p>① 市民の意見を審査等に反映させるため、広聴の充実に努める。</p>	<p><b>8 広聴の充実</b></p> <p>① 市民の意見を審査等に反映させるため、広聴の充実に努める。</p>
<p><b>9 議会報告会・意見聴取会</b></p> <p>① 議会として、議会での意思決定について、プロセスも含めて市民に伝える場として、また議会の活動に市民が関わる場として設定する。</p> <p><b>【検討留保】議会報告会、意見聴取会等の実施</b></p>	<p>○ 議会報告会・意見聴取会について</p> <p>次の二つの意見がある。</p>
<p><b>10 政策討論会</b></p> <p><b>【検討留保】政策討論会の実施</b></p>	<p>(意見1)</p> <p>骨子として、次の文章を加える。</p> <p><b>9 議会報告会・意見聴取会</b></p> <p>① 議会として、議会での意思決定について、プロセスも含めて市民に伝える場として、また議会の活動に市民が関わる場として設定することができる。</p>
	<p>(意見2)</p> <p>「議会報告会・意見聴取会」の項目は骨子に掲げない。</p>

## ○ 市長等の執行機関と議会との関係

委員長骨子案 (網掛けの枠内は部会で検討すべきとされた内容など)	確認済みの骨子案〔下線部は修正された箇所〕 (網掛けの枠内は部会で合意された内容など)
第5 市長等の執行機関と議会との関係	
<p>1 市長との関係</p> <p>① 京都市会は、二元代表制の下、市長と相互に対等な立場で適切な緊張関係を保ちながら、市政を運営していく。</p> <p>2 監視機能</p> <p>① 京都市会は、市長等の執行機関に対する監視機能を充実し、強化しなければならない。</p> <p>3 政策立案・政策提案</p> <p>① 京都市会は、民意を反映する議会の特色をいかして、執行機関では成し得ない政策立案・政策提案を活発に行い、執行機関と京都市会との議論を通じてより良い政策・施策の実現に努める。</p> <p>4 議決事件</p> <p>① 別に条例で定めている。</p> <p>【参考】京都市会の議決に付すべき事件等に関する条例</p>	<p>1 市長との関係</p> <p>① 京都市会は、二元代表制の下、市長と相互に対等な立場で適切な緊張関係を保ちながら、市政を運営していく。</p> <p>2 監視機能</p> <p>① 京都市会は、市長等の執行機関に対する監視機能を充実し、強化しなければならない。</p> <p>3 政策立案・政策提案</p> <p>① 京都市会は、民意を反映する議会の特色をいかして、執行機関では成し得ない政策立案・政策提案を活発に行い、執行機関と京都市会との議論を通じてより良い政策・施策の実現に努める。</p> <p>4 議決事件</p> <p>① 別に条例で定めている。</p>

## ○ 議会運営の原則等

委員長骨子案 (網掛けの枠内は部会で検討すべきとされた内容など)	確認済みの骨子案〔下線部は修正された箇所〕 (網掛けの枠内は部会で合意された内容など)
<p><b>第6 議会運営の原則等</b></p> <p>1 会期</p> <p>① 議会活動の公正性・透明性の確保や、議員間又は執行機関と議員との活発な討議の実施の観点から必要な審議日数を確保する。</p> <p><b>【検討留保】 弾力的な会期設定</b></p> <p>※ 通年議会を導入するかではなく、会期制とすることの意義から検討することが可能である。(9/13 学識者意見聴取)</p> <div style="background-color: #ffffcc; padding: 10px;"> <p><b>【検討事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会期について、委員会で改めて検討する。 (主な意見) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通年制（又は一会期制）を導入すべき。</li> <li>・ 通年制（又は一会期制）について検討することは否定しないが、結論に至っていない。</li> </ul> </li> <li>○ 骨子の文章①について、「議会活動の公正性・透明性の確保や、」の後ろに「市民への説明責任」という文言を加えるかどうか。 (意見) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会期についての結論が出ない場合は、委員長案のとおりでよい。</li> <li>・ 委員長案のとおりでよい。</li> </ul> </li> </ul> </div> <p><b>【検討留保】 休日・夜間議会の開催</b></p> <p>2 委員会活動</p> <p>① 正副委員長は、公平、公正かつ円滑な委員会活動と委員会運営に努める。</p> <p><b>正副委員長による委員会運営</b></p> <p>② 委員会での審議等においては、委員長の議事整理権のもと、議員間討議を充実させる。</p> <p>③ 議員間討議の重要な役割として、論点の発見と公開がある。</p> <p><b>議員間討議の充実</b></p> <p>④ 委員会は、研究が必要な事項の有無を議論し、執行機関への積極的な政策提案を行う。</p> <p><b>委員会から執行機関への政策提案</b></p> <p>⑤ <del>常任委員会の交代制</del></p> <p><b>【検討留保】 常任委員会の交代制</b></p> <p>3 会議等における質疑応答</p> <p>① 本会議における一問一答方式</p> <p><b>【検討留保】 本会議場における市民に分かりやすい質疑の在り方</b></p>	
	<p>「休日・夜間議会の開催」については、一旦検討留保とする。</p> <p>2 委員会活動</p> <p>① 正副委員長は、公平、公正かつ円滑な委員会活動と委員会運営に努める。</p> <p>② 委員会での審議等においては、委員長の議事整理権のもと、議員間討議を充実させる。</p> <p>③ 議員間討議の重要な役割として、論点の発見と公開がある。</p> <p>④ 委員会は、研究が必要な事項の有無を議論し、執行機関への積極的な政策提案を行う。</p> <p>3 会議等における質疑応答</p>
	9

**【検討事項】**

分割方式の実施について、委員会で改めて検討する。

※ 本会議における一問一答方式は、前回委員会で提案会派から取り下げられた。

分割方式については、新提案として検討している。

(主な意見)

- ・ 現在の議場のレイアウトにおいては、従来どおりの一括質問方式がよいのではないか。
- ・ 選択制で取り入れてはどうか。
- ・ 分割方式とした場合には、質問者の移動時間や答弁者の入れ替わりの時間を含めた時間の管理をすべき。

- ② 執行機関は、議員の質問に対し、論点・争点を明確にするため、質問の趣旨を確認することができる。
- ③ 反問権と政策情報の確保を一体のものとして運用し、政策情報を共有して対等に議論する。

執行機関に対する反問権・質問題旨確認権の付与

- ② 執行機関は、議員の質問に対し、論点・争点を明確にするため、質問の趣旨を確認することができる。

「3」の③については、削除する。

## ○ 議会の機能強化

委員長骨子案 (網掛けの枠内は部会で検討すべきとされた内容など)	確認済みの骨子案〔下線部は修正された箇所〕 (網掛けの枠内は部会で合意された内容など)
<b>第7 議会の機能強化</b>	<b>第7 議会の機能強化</b>
1 専門的知見の活用 ① 議案の審査等においては、学識経験者等の専門的知見を積極的に活用する <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">専門的知見の活用</span>	1 専門的知見の活用 ① 議案の審査等においては、学識経験者等の専門的知見を積極的に活用する
2 調査機関・附属機関の設置 ① 議会活動に関し、必要があると認めるときは、学識経験を有する者等で構成する調査機関や附属機関を設置することができる。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">外部の有識者からなる附属機関、調査機関等の設置</span>	2 調査機関・附属機関の設置 ① 議会活動に関し、必要があると認めるときは、学識経験を有する者等で構成する調査機関や附属機関を設置することができる。
3 政策研究会等の設置 ① 議会の調査研究機能、政策形成機能を積極的に発揮するため、必要に応じて各会派の代表による政策研究会を設置する。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">超党派の政策研究会の設置</span>	3 政策研究会等の設置 ① 議会の調査研究機能、政策形成機能を積極的に発揮するため、必要に応じて各会派の代表による政策研究会を設置する。
4 他都市議会との連携 ① 必要に応じて、他都市議会との連携に積極的に取り組む。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">他都市議会との連携の強化</span>	4 他都市議会との連携 ① 必要に応じて、他都市議会との連携に積極的に取り組む。
5 政務活動費（旧 政務調査費） ① 会派及び議員は、政務活動費を活用して、調査研究活動を行い、議会活動の充実強化に努める。 ② 別に条例で定めている。 【参考】京都市政務調査費の交付に関する条例	5 政務活動費（旧 政務調査費） ① 会派及び議員は、政務活動費を活用して、調査研究活動を行い、議会活動の充実強化に努める。 ② 別に条例で定めている。
6 市会事務局 ① 議員の活動を補佐し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、事務局の調査及び法制機能の充実を図る。	6 市会事務局 ① 議員の活動を補佐し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、事務局の調査及び法制機能の充実を図る。
7 市会図書室 ① 議員の調査研究に資するため、図書室を適正に管理運営するとともに、機能の充実を図る。	7 市会図書室 ① 議員の調査研究に資するため、図書室を適正に管理運営するとともに、機能の充実を図る。

○ 議員定数・議員報酬等

委員長骨子案 (網掛けの枠内は部会で検討すべきとされた内容など)	確認済みの骨子案〔下線部は修正された箇所〕 (網掛けの枠内は部会で合意された内容など)
<p><b>第8 議員定数・議員報酬等</b></p> <p>1 議員の定数 ① 別に条例で定めている。 【参考】京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例</p> <p>2 議員報酬及び期末手当 ① 別に条例で定めている。 【参考】京都市会の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例</p>	<p><b>第8 議員定数・議員報酬等</b></p> <p>1 議員の定数 ① 別に条例で定めている。</p> <p>2 議員報酬及び期末手当 ① 別に条例で定めている。</p>

## ○ 補則

委員長骨子案 (網掛けの枠内は部会で検討すべきとされた内容など)	確認済みの骨子案〔下線部は修正された箇所〕 (網掛けの枠内は部会で合意された内容など)
<b>第9 補則</b> 1 他の条例等との関係 2 条例の見直し	<b>第9 補則</b> 1 他の条例等との関係 2 条例の見直し